

令和7年度 第3回 高知支部評議会

令和8年度支部事業計画（案）について (新旧)

令和 8年 1月20日



全国健康保険協会 高知支部
協会けんぽ

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>基本的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議において、医療費や健診データの分析結果から得られたエビデンスも踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> | <p>基本的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。 ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 ・加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 ・お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 | <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理が行えるよう、職員の意識改革を促進する。 ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。年度末に大規模事業所や官公庁を対象に任意継続保険加入に関する案内を行う。また、2026（令和8）年1月の電子申請導入にむけた周知広報等を行う。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主の相談・照会について的確に対応する。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 |
| | 2 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を開催する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。 | <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付費の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を受講し、伝達研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。 <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none">・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> | <ul style="list-style-type: none">・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。 <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none">・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。・資格点検については、資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて点検を行い、返還請求等を確実に実施する。・外傷点検については、外傷が疑われるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等を確実に実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> |
| | |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。 ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。 ・本部主催の債権管理・回収事務担当者研修を受講し、伝達研修を着実に実施し、職員のスキルアップを図る。 ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、年金事務所と連携し、周知広報を実施する。 ・債権管理・回収業務については、リスク管理の観点からも属人化することなく、グループ全体でカバーできる事務処理体制を構築する。 <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする</p> | <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療DXの基盤であるマイナ保険証について、効果的に加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。 ・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。 ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。 <p>ii) 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。 <p>iii) DXを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。 ・マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」については、加入者からの申請により送付する方法へ見直す。 ・令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくため、機能の進展に合わせ随時周知する。 | <p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。 <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等の円滑な発行等に取り組む。特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前の資格確認書発行を行うことについて周知する。 <p>iii) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月の電子申請等の導入について、周知広報を行う。 ・加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p> | <p>【重要度：高】</p> <p>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えるに、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p> |

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ データ分析に基づく事業実施 <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データを活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・複数の近隣支部の分析担当者で構成する「ブロック別分析体制」を整え、ブロック内で課題やスキル・知識、取組内容を共有することで、各担当者の能力向上を図る。また、担当者同士が分担・協力し、ブロックで設定した課題や各支部固有の課題について分析を行い、その結果を各支部の実践に活かしていく。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> | <p>戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ データ分析に基づく事業実施 <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データを活用して分析等を活用して分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した、事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため本部が開催する統計分析研修に積極的に参加し、統計業務を担う人材の育成を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が外部有識者の知見を踏まえて作成する、医療費・健診データ等の居住地別・業態別の分析結果を積極的に活用する。支部としては、これらの分析結果を地域特性の把握や事業所支援事業の検討に役立て、効果的な取り組みにつなげていく。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> | <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> |
| <p>③ 好事例の横展開</p> <p>・協会全体で実施が求められる取組や、特定支部で重点的に実施された取組について、本部および先行支部での効果検証結果や実施内容の共有を受ける。支部としては、提供された好事例や事業手法を積極的に取り入れる。</p> <p>【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。</p> | <p>③ 好事例の横展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が横展開した他支部での効果的な事業手法について、積極的に自支部に取り入れる。 <p>【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い。</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。</p> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上に向け、支部保健師及び管理栄養士に対する全国研修やブロック単位による研修を積極的に受講し、人材育成に関する能力向上を図る。 | <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p>更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上に向け、支部保健師及び管理栄養士に対する全国研修やブロック単位による研修を積極的に受講し、人材育成に関する能力向上を図る。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員及び保健グループ長等に対する研修等を受講し、保健事業を円滑に推進するための知識向上を図る。 契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、支部の実情に応じて必要な保健事業の取組を進める。 地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> 併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員及び保健グループ長に対する研修等を受講し、保健事業を円滑に推進するための知識向上を図る。 契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業への拡大に向けて必要な取組を進める。 地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。 |
| <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を参考にし、実施率の向上に努める。 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。 25～35歳までの被保険者に対し、生活習慣病等予防健診の重要性の周知および代謝リスクの抑制を図ることを目的に啓発DMを送付するとともに各種媒体を通じた広報を実施する。 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との連携を強化し、がん検診との同時実施等を推進するとともに、「眼底検査」などを集団健診時のオプション健診として活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。 事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 | <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を参考にし、実施率の向上に努める。 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との連携を強化し、がん検診との同時実施等を推進するとともに、「眼底検査」などを集団健診時のオプション健診として活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。 事業者健診データの取得について、2025年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。 ・前年度健診結果における特定保健指導対象域の被保険者に対し、本年度の健診受診予定月の3か月前に生活習慣の振り返り及び減量目標値等を記載した通知を送付することで、自らの行動変容による保健指導レベルの改善及び特定保健指導の利用拡大を促す。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：106,699人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率73.1%（実施見込者数：77,997人） ・事業者健診データ 取得率7.7%（取得見込者数：8,216人） ■ 被扶養者（実施対象者数：20,536人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率33.4%（実施見込者数：6,860人） ■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を73.1%以上とする 2) 事業者健診データ取得率7.7%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を33.4%以上とする | <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：105,805人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 72.6%（実施見込者数：76,815人） ・事業者健診データ 取得率 7.7%（取得見込者数：8,147人） ■ 被扶養者（実施対象者数：21,281人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 32.8%（実施見込者数：6,981人） ■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を72.6%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を7.7%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を32.8%以上とする |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 | <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 被保険者（特定保健指導対象者数：16,553人）<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導 実施率24.5%（実施見込者数：4,056人）■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：530人）<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導 実施率21.7%（実施見込者数：115人）■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を24.5%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を21.7%以上とする | <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 被保険者（特定保健指導対象者数：16,483人）<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導 実施率20.5%（実施見込者数：3,380人）■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：619人）<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導 実施率 20.6%（実施見込者数：128人）■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を20.5%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を20.6%以上とする |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|--|
| <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧、血糖、脂質、胸部エックス線等の検査項目に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、かかりつけ医等と連携した取組みを実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする</p> <p>（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> | <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、かかりつけ医等と連携した取組の実現を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする</p> <p>（※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|--|
| <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体（県、経済団体、保険会社等）との連携により、「高知家」健康宣言事業所（以下、宣言事業所）数及び健康経営優良法人認定事業所数の拡大を図る。 ・宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握していただく。事業所カルテについては新規宣言事業所拡大にも活用する。また、拡大に向けた電話勧誘等については、支部全体で連携して実施する。 ・事業主と連携して加入者の健康づくりを推進するため、保健指導実施率や要治療者数、事業所規模・業態などを踏まえて優先順位を設定し、宣言事業所等への訪問を支部全体による事業と位置づけ計画的に実施する。併せて、訪問時には各事業所へ保健事業への協力を依頼する。 ・宣言事業所における健康づくり支援の一環として、専門講師によるオンライン講座を実施する。特に、高知支部の課題である筋骨格系への対策を強化するため、腰痛等に関する講座を盛り込み、事業所の健康増進を効果的にサポートする。 ・地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取り組みを積極的に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を970事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,000事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数</p> | <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体（県、経済団体、保険会社等）との連携により「高知家」健康企業宣言事業所、及び健康経営優良法人認定事業所の拡大を図る。 ・事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握していただく。また、カルテについては新規の宣言事業所を拡大するためにも活用する。 ・保健指導実施率や要治療者数、事業所規模・業態等、優先順位をつけて健康宣言事業所を訪問し、保健事業への協力依頼を行う。 ・「高知家」健康企業宣言事業所における健康づくりのサポートとして、専門講師によるオンライン講座の開催を実施する。 ・高知家健康パスポート（高知県のアプリ）や高知市いきいきチャレンジ等を活用し、県や市町村との連携により、加入者への健康づくりを推進する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を970事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、すでに80%以上の水準まで達している。支部としては、この水準を維持・向上するため、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にし、地域の実情に応じた使用促進を進めていく。また、数量ベースの向上が金額ベースの改善にもつながることを踏まえつつ、金額ベースの使用割合向上についても、さらに使用促進を図る。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ・県内の調剤薬局で配布する啓発媒体を作成し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。 ・データ分析により重点地域に該当した場合は、ジェネリック医薬品軽減額通知業務を実施し、効果的な使用促進につなげる。 ・医療機関や地域ごとに策定される医薬品使用指針（フォーミュラリ）の導入状況等を踏まえつつ、地域の実情に応じて、データを活用した関係者への働きかけを進める。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を進めるため、医療費データを活用し、地域別・医療機関別など複数の視点から使用状況を分析する。その分析結果をもとに、医療機関や関係団体への働きかけを行い、使用促進につなげていく。 <p>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義や、時間外受診・はしご受診の問題点について、各種メディアを通じて加入者への周知・啓発を行う。また、高知市役所と連携し、市内の小中学校へ啓発チラシを送付することで、若年層およびその保護者への周知啓発も図る。 <p>i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> | <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ・医療機関や調剤薬局に対して「見える化ツール」「医薬品実績リスト」等を活用し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。 ・お薬手帳ファイルを作成し、調剤薬局を通じて加入者に配付することで、ジェネリック医薬品の使用促進を図るほか、医薬品の相互作用や重複服用等の解消、ひいてはポリファーマシーの防止に繋げる。 ・本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。 ・メディアやSNS等を利用した使用促進広報を実施する。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知業務を実施し、効果的に使用促進を図る。 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会において、積極的に意見発信する。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオシミラーの使用を促進する情報提供ツールを活用し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・メディアやSNS等を利用した使用促進広報を実施する。 ・イベント会場での広報を通じて、加入者を含む県民に知識の啓発を行う。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|--|
| <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> | <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画および医療費適正化に関する県の各会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・県等から提供される医療データ等を活用して、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・都道府県で策定される新たな地域医療構想に関して、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携などの検討事項について、保険者協議会を中心に保険者間で連携を図る。その上で、地域医療構想調整会議において支部としての意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効率的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、丁寧な周知広報を行う。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくりなど、協会の取組内容について加入者や事業主に正しく理解していただくことが不可欠である。このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、「広報基本方針」で示される協会としての広報のあり方に基づき、支部として具体的な広報内容・広報スケジュールを策定し、実施していく。 ・具体的には、次の方針に基づき広報の取組を進める。 <p>①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を行う</p> <p>②テーマに応じて多様な広報媒体や手法を組み合わせ、効果的な広報を実施する</p> | <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 医療提供体制等に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効率的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、丁寧な周知広報を行う。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和7年度広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|---|
| <p>③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえて、それぞれが連携しながら広報を展開する</p> <p>④P D C Aサイクルを基本姿勢として、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくりなどの取組について積極的に発信し、加入者・事業主の一層の理解と協力を求めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」については、広報内容や方法に工夫を図りながら、本部と一体的かつ積極的に広報を推進する。 ・加えて、刷新されたコミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を積極的に活用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に努める。 ・支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報を展開し、地元メディアへの発信にも積極的に取り組む。また、加入者へ直接届けることができるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用を進める。 ・さらに、健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度の理解促進や従業員の健康づくりに関する情報提供について、研修会等を通じて実施し、健康保険委員の活動を支援する。あわせて、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報も強化する。 <p>■ KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.0%以上とする 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p>○ 國際化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加する外国人労働者への対応として、本部においてホームページや各種記入の手引きの多言語化を進める。作成した多言語版の手引き等については、支部においても、外国人加入者の方へ積極的に活用する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・納入告知書同封チラシ、支部メールマガジン、SNS（LINE）、健康保険委員広報チラシ等の事業主担当者・加入者への広報をこれまでどおり実施する。 ・健康保険委員については大中規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ・健康保険委員に対して、定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）を行う。 <p>■ KPI：1) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を59.3%以上とする 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|--|
| <p>組織・運営体制関係</p> <p>Ⅰ) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を、適切に処遇に反映させることで、実績・能力本位の人事運用と適材適所の配置を進める。 <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の戦略的保険者機能の強化を図る観点から、人事異動の機会を活用し、戦略的な人員配置を推進する。 <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、計画的かつ効果的なキャリア形成を進める。職場では日々の業務を通じて職員の成長を促すとともに、役職に応じた階層別研修や、業務遂行に必要となる専門スキルを習得する業務別研修を組み合わせて実施し、組織基盤の強化を図る。 ・また、支部の課題に応じた研修に加え、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングを活用し、多様な研修機会を確保する。さらに、通信教育講座による自己啓発への支援も継続して行う。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が健康で働きやすい環境を整え、効率的に業務へ取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援・女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした働き方改革を進める。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護と仕事の両立支援、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策などの取組を推進する。 <p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が共通の目的意識を持って保険者機能の発揮に取り組めるよう、本部・支部間および支部同士の連携を強化する。 ・具体的には、本部での研修時に討論の場を設けるなど、職員同士が意見交換や情報共有を行う機会の拡充に努め、課題把握力と解決力の向上につなげる。 ・全職員が事業計画を正しく理解し、共通認識をもって業務に取り組めるよう、年度当初に部ごとの説明会を開催し、計画内容の周知徹底を図る。 ・また、社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。 | <p>組織・運営体制関係</p> <p>Ⅰ) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 ・面談等を通じて目標達成のための適切な進捗管理を行う。 <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的保険者機能の強化を図る観点から、業務量の調査結果を踏まえ実態に応じた戦略的な人員配置を進める。 <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心とした人材育成に取り組む。 ・支部の課題や実情に応じた独自研修をおこなうほか、自己啓発に取り組むための支援として本部が斡旋する通信教育講座について、積極的な受講を奨励する。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備するとともに、風通しの良い職場づくりを推進する。 ・病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|---|--|
| <p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。 ・的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 ・本部・支部の相談窓口（外部のコンプラホットラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 <p>④ 災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 <p>⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び加入者の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 <p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 | <p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <p>○リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、全職員がリスク管理研修を受講する。 <p>○コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須6研修（ハラスマント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）の実施を通じて、コンプライアンスの徹底を図る。 ・定期的又は隨時にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。 <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一括応札案件の減少に努める。 ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の |

令和8年度 高知支部事業計画案（新旧）

| 新（令和8年度） | 旧（令和7年度） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p> | <p>取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p> |